

# 「農林水産省知的財産戦略」の概要

平成19年3月  
農林水産省

# 知的財産で農林水産業に付加価値を！

## ～農林水産省知的財産戦略の考え方～

### 農林水産業・食品産業をめぐる状況

経済のグローバル化と競争の激化  
我が国の農林水産業の担い手の減少  
地球温暖化、気候変動、人口増加による  
食料難など、新たな課題

「知的財産」は、  
付加価値の創造  
産業の高度化  
新しい課題への対応  
を可能とするものであり、  
今後ますます重要に。

**農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化**  
のためには、「知的財産」を継続的に生み出し(創造)、  
それを経済的価値につなげていく(活用)ことが必要。

### 農林水産分野の「知的財産」

- ・植物新品種
- ・動物等の遺伝資源
- ・農林水産業の技術・ノウハウ
- ・機能性食品の製造技術
- ・農産物、地域食品等の商標、ブランド等

### 戦略のポイント

概ね3年間で実施すべき施策をとりまとめ

研究、生産現場、海外の各分野で知的財産(新しい価値)の創造と活用を戦略的に実施。  
付加価値のあるもの、新たな産業分野の開拓  
価値の創造・活用を進めるために必要な以下の施策についても推進。

- ・適切な保護の制度や体制の整備
- ・農林水産分野の知的ストックを「知的財産」と認識する意識改革

# 農林水産省知的財産戦略における主な施策

創造・活用

研究・技術開発分野

**目標:** 新たな需要開発による市場規模を22年度までに  
700億円程度に  
ゲノム情報を活用した新品種を22年度までに50  
件程度創出

## 研究開発を活用した新需要・新産業創出

機能性食品やバイオマス燃料等新食品・新素材の新たな需要創造につながる研究成果を、企業との共同の実用化研究、事業化に必要な施設整備等への支援により、実用化・事業化を推進

## 遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

新品種の保護制度のない家畜については、遺伝子特許の取得を促進し、これを活かした育種改良で価値の高い食用種を育成

また、イネ、ダイズ、野菜等について、有用遺伝子の機能解明・特許化を活用して減農薬栽培用品種、高バイオマス品種等を育成

## 研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進

### (1) 農林水産知財ネットワーク（仮称）の構築

大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等約8割の参画を目指したネットワークを構築し、各々の特許・研究成果の情報を一元化して相互活用による実用化を促進

### (2) 新分野開拓に向けた連携強化

医療や工業等他分野を含めた需要開拓のため、研究機関に外部専門家を活用した「リエゾンオフィス」を設置し、共同研究や実用化・商品化を促進

保護

育成者権

## 権利侵害への対応強化

- ・DNA識別鑑定能力の向上
- ・侵害対応に備えた全登録植物品種の保存体制構築

**目標:** 品種・商標等  
知財保護の強化

海外での育成者権保護強化

東アジアでの植物品種保護制度の共通の基盤の構築のため、制度調和、技術協力、人材育成を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム（仮称）」の設置を提唱

海外での侵害に関する相談窓口の設置

海外の市場や知的財産保護制度に係る情報提供支援、商標権侵害等の相談窓口設置 等

普及啓発・人材育成

**目標:** 知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成

農林水産業者・研究所・普及指導員等における意識啓発、知識の普及

生産現場・農山漁村

**目標:** 生産現場における技術・ノウハウを活かした生産、地域ブランド形成の促進

生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成  
現場の農林水産業者や指導者が現場の技術・ノウハウ等の知財を発掘・創出・実用化・保護のための指針を作成し普及  
地域資源の発掘、再認識によるブランド化・事業化の促進

(1) 身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用  
企業等の地域活動への参画支援、郷土料理百選の実施等

(2) 地域ブランド化への支援

成功事例の収集・分析、アドバイザー派遣等

海外

**目標:** 輸出拡大に向けた日本ブランドの醸成

日本ブランド対策

和牛、日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進。